

# 福島県無電柱化推進計画

【令和3年改訂版】

令和3年3月

福島県

## はじめに

道路上の電線、電柱は、工期が短く、安価なコストでの建設、維持が可能であるものの、歩行者や車椅子の通行を妨げ、地震などの災害時には、土砂崩れなどの影響で電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなどの危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画となる都道府県無電柱化計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### (1) 福島県における無電柱化の現状

本県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和2年現在、約43kmの無電柱化に着手している。これは本県の管理する道路延長の約1%に相当する。

一方、県内には国道118号を始めとする緊急輸送路が、約1,840kmあるものの、そのうち無電柱化された延長は約36km(2%)に留まっている。

また近年においては、災害の激甚化、訪日外国人を始めとする観光需要の増加、ユニバーサルデザインの観点等により、無電柱化の必要性が高まっている。

### (2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化を推進していく必要がある。とくに平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等の経験により、電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送路から抽出された「防災・減災、国土強靱化のための3か年対策箇所」についても無電柱化を強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### (3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、道路法上の道路のうち県以外の管理となる道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

#### ① 防災

国道294号を始めとし、福島県地域防災計画で定めている緊急輸送路について、無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

学校周辺の通学路、商店街等において電柱を避けて車道にはみ出すような道路等において、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や本県を代表する観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

**2 無電柱化推進計画の期間**

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5か年間とする。

### 3 無電柱化の推進に関する目標

国の無電柱化推進計画等に基づき以下の路線を計画する。電線共同溝法に基づく整備すべき道路の指定にあたっては、無電柱化協議会で合意を得る必要がある。

#### ○福島県無電柱化推進計画対象路線

路線	始点住所	終点住所	延長(km)	国計画
一般県道 河内郡山線	郡山市桑野一丁目108番の1	郡山市桑野一丁目38	0.25	第6期
主要地方道 喜多方会津坂下線	喜多方市市字三丁目4864-イ	喜多方市市字一本木上7772-6	0.40	第6期
国道294号	白河市田町9	白河市追廻56-1	0.36	第7期
国道114号	浪江町権現堂町場118	浪江町大字幾世橋字知命寺12-3	0.46	第7期
国道459号	喜多方市市字経壇2	喜多方市市字南町2880-2	1.00	第7期
国道252号	(上)会津若松市七日町1番21号 (下)会津若松市七日町9番1号	(上)会津若松市大町1丁目384番地 (下)会津若松市大町1丁目356番地	0.33	第7期
一般県道 本宮停車場線 (都)本宮停車場中條線	本宮市本宮字丸縄20番1	本宮市本宮字中條22番2	0.098	第7期
国道349号 (都)中央線	伊達市梁川町字右城町56-1	伊達市梁川町字大町二丁目48	0.29	第7期
主要地方道 白河停車場線 (都)白河駅白坂線	白河市手代町50-1	白河市向新蔵107-1	0.19	第7期
国道118号ほか	会津若松市ほか	会津若松市ほか	17.25	3か年
主要地方道 小名浜平線	いわき市平谷川瀬字双藤町	いわき市平正内町	0.82	3か年
一般県道 須賀川二本松線 (都)須賀川駅並木町線	須賀川市並木町	須賀川市南町	0.47	3か年
一般県道 小浜字町線 (都)駅前北原線	南相馬市原町区旭町	南相馬市原町区青葉町	0.49	3か年
一般県道 小浜字町線	南相馬市原町区旭町2丁目29	南相馬市原町区旭町1丁目19	0.20	
主要地方道 福島飯坂線	福島市森合	福島市泉	1.20	
国道349号	伊達市梁川町大町二丁目26	伊達市梁川町東塩野川2	0.20	
一般県道 庭坂福島線 (都)腰浜町庭坂線	福島市野田町5丁目	福島市野田町7丁目	0.42	
主要地方道 常磐勿来線外2線 (都)白鳥藤原線外1線	いわき市常磐湯本町三函	いわき市常磐湯本町天王崎	0.50	
主要地方道 白河停車場線 (都)西郷搦目線	白河市向新蔵	白河市円明寺	0.50	

※延長は、道路延長を示す。

※(都)=都市計画道路

※第6期: 第6期無電柱化推進計画

※第7期: 第7期無電柱化推進計画

※3か年: 防災・減災、国土強靱化のための3か年対策箇所

## 4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に活用する。

#### ② 単独地中化方式

無電柱化方式の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者と単独地中化方式による無電柱化について、協議を行う。

単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、地域住民への説明等の支援、協力を行う。

#### ③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

#### ④ 自治体管路方式

東北地方無電柱化協議会の合意路線以外において無電柱化を実施する場合には、自治体管路方式による無電柱化の整備を進める。

#### ⑤ 要請者負担方式

東北地方無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合には、要請者負担方式による無電柱化の整備を進める。

### (2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

### ① 占用制度の適切な運用

国が、防災上の観点から緊急輸送路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、本県の緊急輸送路においても実施する。

## (3) 関係者間の連携の強化

### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者からなる福島県内無電柱化調整会議を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

### ② 工事・設備の連携

本県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者で組織する会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### (1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に対する関係者の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、HP等を活用して周知し、理解を広げる。

## (2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集を努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

## (3) 計画の見直しについて

計画内容について、原則として1年に1度福島県内無電柱化調整会議を開催し、地域の実情を踏まえて、計画の内容を修正できるものとする。